

青森県公共事業事後評価の概要

1 目的

青森県では、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成22年度から公共事業事後評価を導入しています。

事後評価に当たっては、事業完了後一定期間（5年）を経過した事業等について、学識経験者等で構成する第三者委員会（青森県公共事業再評価等審議委員会）の意見を聴きながら、事業完了後の効果、環境への影響等を確認し、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、同種事業の計画・調査の在り方や事業評価手法の見直し等に反映することとしています。

2 対象事業

県が実施主体であって、2年以上継続して実施した事業のうち、維持・管理に係る事業、又は災害復旧に係る事業等を除く次に掲げる事業を対象にしています。

- (1) 事業完了後4年を経過した事業のうち、青森県公共事業再評価等審議委員会が事業特性等を考慮して選定する事業
- (2) 社会経済情勢の変化等により、事後評価を行う必要が生じた事業

3 評価の視点

- (1) 社会経済情勢等の変化
- (2) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- (3) 事業効果の発現状況
- (4) 事業により整備された施設の管理状況
- (5) 事業実施による環境の変化
- (6) 改善措置の必要性
- (7) 再度の事後評価の必要性
- (8) 今後に向けた留意点